

平成 21 年 1 月 30 日

株式会社東和銀行(8558 東証第一部)
株式会社ヤマダ電機(9831 東証第一部)

各 位

東和銀行、ヤマダ電機とポイントサービス提携を開始

～ 関東地方の金融機関では、初めてのヤマダ電機との提携 ～

株式会社 東和銀行(本店:群馬県前橋市 取締役頭取 吉永國光 以下「東和銀行」)は、株式会社 ヤマダ電機(本社:群馬県高崎市 代表取締役社長 一宮忠男 以下「ヤマダ電機」)と、平成 21 年 2 月 2 日よりポイント提携を開始いたします。

今回の提携による新サービスは、東和銀行で投資信託を購入されたお客様に、ヤマダ電機で利用できるヤマダポイントを贈呈するものです。

東和銀行は、群馬県前橋市に本店を置き、群馬県・埼玉県・東京都・栃木県に 91 店舗の支店網を構える地方銀行です。

ヤマダ電機は、群馬県高崎市に本社を置き、北海道から沖縄まで全国 47 都道府県すべてに、直営店だけで 600 店舗以上を展開する家電小売業最大手です。

両社とも、群馬県に本店を構え事業展開を行っており、今回の提携にいたったものです。

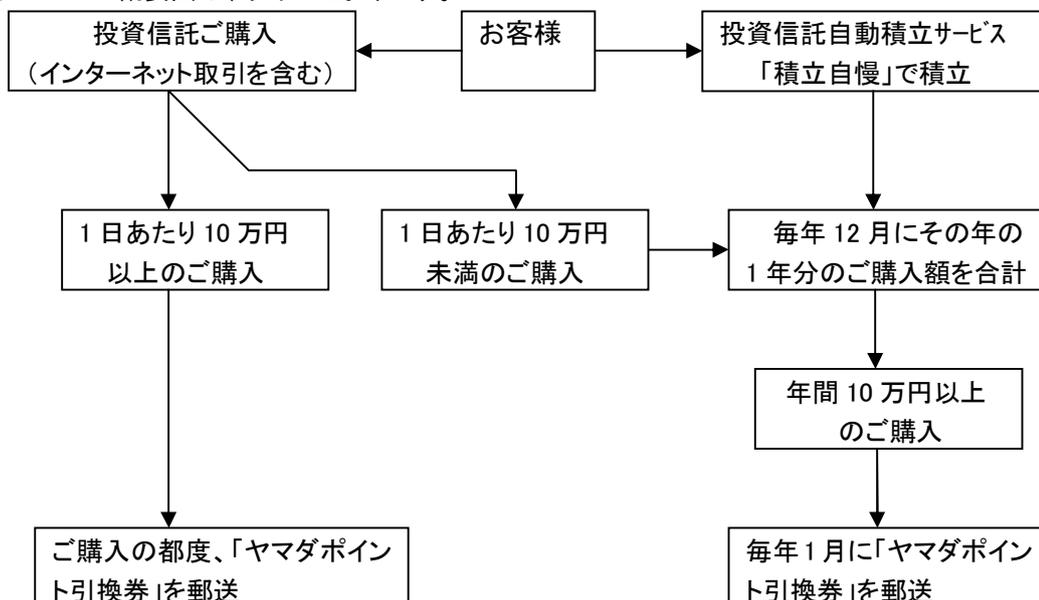
記

1. ポイントサービス提携の概要

(1)開始日 平成 21 年 2 月 2 日(月)

(2)提携内容

- ① 東和銀行で、投資信託(販売手数料のない商品は対象外)を 1 年間で 10 万円以上購入していただいたお客様に、ヤマダポイントを贈呈いたします。
- ② 贈呈するポイント数は、ご購入額 10 万円につき 100 ヤマダポイントです。例えば年間 100 万円の投資信託をご購入いただいた場合は、1,000 円相当のヤマダポイントを贈呈いたします。
- ③ なお、東和銀行の窓口等での投資信託の購入のほかに、投資信託の申込手数料が窓口でのご購入に比べ 20%割引となっている「東和インターネット投資信託」をご利用いただき投資信託をご購入いただいた場合にも、ヤマダポイントを贈呈いたします。
- ④ ポイントサービスの概要図は、以下のとおりです。



2. ポイント贈呈方法及び付与方法

- (1)ポイントの贈呈は、東和銀行から、「ヤマダポイント引換券」を、投資信託ご購入のお客様の、ご登録されたご住所に郵送することで贈呈いたします。
- (2)ポイントの付与方法は、「ヤマダポイント引換券」を、ヤマダ電機へお持ちいただくことで、ヤマダポイントを付与いたします。
- (3)なお、「ヤマダポイント引換券」の有効期限は、発行日の翌日から30日間となっております。

3. 両社の会社概要

(1)株式会社東和銀行

- ① 商号:株式会社東和銀行(THE TOWABANK, LTD.)
- ② 代表者:取締役頭取 吉永 國光
- ③ 所在地:群馬県前橋市本町二丁目12番6号
- ④ 創立:大正6年6月
- ⑤ 資本金の額:395億円(平成20年9月30日現在)

(2)株式会社ヤマダ電機

- ① 商号:株式会社ヤマダ電機(YAMADA DENKI CO., LTD.)
- ② 代表者:代表取締役社長 一宮 忠男
- ③ 所在地:群馬県高崎市栄町1番1号
- ④ 設立:昭和58年9月
- ⑤ 資本金の額:706億円(平成20年9月30日現在)

以上

本件に関する報道機関からのお問い合わせ先

株式会社 東和銀行 営業推進部 TEL 027-230-1515

株式会社 ヤマダ電機 広報部 TEL 027-345-8948